

田辺市周辺衛生施設組合財務規則

制 定 平成18年12月 5 日 規則第 1 号

改 正 平成29年 3 月 1 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の 2 の規定に基づき、法令その他別に定めがあるもののほか、田辺市周辺衛生施設組合（以下「組合」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(財務)

第 2 条 組合の財務の処理については、田辺市の例による。

(その他)

第 3 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。